

平成 31 年 4 月 1 日

建設業者 各位

五條市 監理課

現場代理人等の取り扱いについて

現在、現場代理人においては、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場への常駐を求めていましたが、平成 31 年 4 月 1 日以降の公告について、次の条件を満たすと発注者が認めた場合には常駐義務を緩和します。

記

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもの

イ 兼任する五條市発注の工事件数が 3 現場まで

ウ 兼任する工事現場が五條市内であること

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと

*なお、上記によっても、建設業法第 26 条第 3 項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されることでないことに留意すること。

* 直接的雇用関係

直接的な雇用関係とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することを言います。従って在籍出向者、派遣社員については直接的雇用関係にあるとは言えません。

* 恒常的雇用関係

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設会社に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることを言います。

建設工事の適切な施工を確保するためには、現場代理人の持つ能力・適性等を熟知し、責任をもって現場に配置しなくてはなりません。当該現場代理人は所属建設業者の持つ組織的な技術力、支援体制等を熟知しそれらを十分かつ円滑に活用して工事管理等の業務を行う必要があります。

特に、技術者及び現場代理人については、公共工事の品質確保から入札の申し込みのあった日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。